

盗難・紛失、偽変造カードの不正使用による預金被害補償規定

この補償規定は、当行のキャッシュカード、カードローンカード等（以下「カード」という。）が盗難、もしくは紛失、または偽造・変造等により不正に使用され、預金に被害が発生した（当座貸越が発生した場合を含む。以下同じ。）場合、預金者の皆さまに対する補償（損失の負担）について定めるものです。

預金者の皆さまの預金に被害が発生し、法律または「みちのくキャッシュカード規定」（以下「カード規定」という。）により預金の減少につき、当行が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、預金者の皆さまは、補償を受けることが可能です。

当行がこの補償規定にしたがって補償を行った場合は、当該保証金は、預金者の皆さまの預金減少につき、法律または当行カード規定に基づいて当行が負担すべき責任額に充当されるものとします。

当行がこの補償規定にしたがって補償を行った場合には、当行が当該補償金の負担につき、損害保険会社に保険金を請求することがあります。

この場合、損害保険会社に預金者の皆さまの個人情報を保険金請求に必要な範囲内で提供することがありますので、あらかじめご了承ください。ご協力いただけない場合には補償金のお支払いができませんので、あらかじめご了承ください。

1. (適用範囲)

次に掲げる事由により預金が不正に減少または当座貸越が実行された場合は、次項以下の規定に基づいて、当行が、預金の減少または実行された当座貸越の損失を補てんいたします。

- 盗難（盗取・詐欺・横領をいう。）にあったカードの不正使用
- 偽造または変造されたカードの不正使用
- 紛失したカードの不正使用
- 自動機設置場所において現金を引き出すよう強要され、その現金を奪われたこと
- デビットカード端末機の設定場所において商品または役務の対価を支払うよう強要され、かつその提供された商品・役務を奪われたこと

2. (不正使用の範囲)

この補償規定による預金被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当行までお届けください。お届けのありました日から、30日前までの不正使用による預金引出しを補償いたします。

3. (補償不能事由)

次のような場合には、この補償規定に基づいて、補償を受けることはできません。

- (1) 被害があった旨の届出があった日から31日以上前の日に行われた不正使用による預金引出し
- (2) 当行から要請を行ったにもかかわらず、所管警察署宛の被害届提出を行っていただけでないとき
- (3) 盗難にあったまたは紛失したカードの発見回収にご協力いただけないときまたは発見または回収したときに当行宛にご通知いただけないとき
- (4) 盗難、紛失および偽変造カードでの不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき
- (5) 預金者またはこれらの者の法定代理人（預金者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (6) 預金者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行いもしくは加担した場合
- (7) 預金者が他人に譲渡・貸与または担保差入れしたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用
- (8) 2005年1月30日以前に生じていた盗難または紛失および偽造・変造カードによる不正使用
- (9) カードが預金者に到達する前に生じた紛失または盗難および偽造・変造カードによる不正使用
- (10) カード規定違反

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失

4. (補償金の支払い)

カード規定対象外の紛失、恐喝、デビットカード取引などの被害は、本補償規定にて補償対応いたします。

なお、本補償規定に基づく場合、1枚のカードあたり（代理人カード再発行を受けたカードについては1枚のカードとみなす。）年間200万円を上限として不正に引き出された預金の額をお支払いします。

5. (個人情報の取扱い)

当行が、この補償規定に基づいて補償金をお支払いする場合、当行から、損害保険会社に当行の有する預金者に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできませんので、あらかじめご了承ください。

6. (犯人に対する賠償請求)

当行が補償金をお支払いした場合には、預金者が不正な預金引き出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、預金者の権利を害さない範囲内で、当行に移転するものとします。

7. (準拠法・裁判所管轄)

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この取引ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上